建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年９月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　明星建工株式会社　木俣　郁雄　大阪府大阪市城東区永田２―13―22　国土交通大臣許可（特―24）第16635号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年９月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大洋開発株式会社　井上　喜七　大阪府柏原市大正３―４―２　国土交通大臣許可（般―24）第22446号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年10月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コムリード　河本　　誠　大阪府大阪市西区江戸堀３―３―２　国土交通大臣許可（般―25）第25020号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４６９９号
大阪市住吉区長居西１丁目５番３号
債務者　後藤　秀樹
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　壮一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５０号
福岡市早良区室見３丁目10番30号
債務者　安西　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒島　聖司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８８号
兵庫県赤穂市御崎２―８銀波荘御崎寮205号室、住民票上の住所兵庫県姫路市豊富町御蔭3353番地11
債務者　清水真由美
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１５号
愛媛県松山市土居田町139番地１　サーパス土居田南406号
債務者　眞鍋　正勝
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７６号
山梨県甲府市青沼１丁目６番３号
債務者　植田　眞美
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８５２号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目11番17号
債務者　福田　惠造
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４６号
横浜市神奈川区三ツ沢中町12番30号　ピュアハウスメロディー202号
債務者　蓑田　望美（旧姓稲澤）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上平加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７３３号
愛知県愛西市北一色町西田面120番地　フォーブル佐屋Ａ棟205号
債務者　中河　　光
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名越　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９０５号
大阪市東淀川区豊新１丁目12番14号　パークハイツ303号
債務者　松岡　裕子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　　涼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１５号
奈良県生駒市辻町78―６　シティパレス21東生駒Ｐ―Ⅲ―Ｄ―404、住民票上の住所大阪市平野区加美北６丁目７番１号　東マンション303号
債務者　田中時弘こと　金　　時弘
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　洋史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部